

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第 8 号
受付日	平成26年 8月13日
送付日	平成26年 8月14日
答弁受理日	平成26年 8月26日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	小川 政人
所管部局	財政経営部、健康福祉部、田中市長、館政策推進部長

【件名及び質問の要旨】

個人住民税・国民健康保険料・介護保険料に係る還付加算金の地方税法第17条の4第1項第1号を適用すべきところを誤って地方税法第17条の4第1項第3号を適用し、還付加算金に返還不足を生じさせて当該市民に損害を与えながら地方税法第18条の3に基づく時効による消滅5年を主張して5年を経過した当該市民に対しては損害を賠償しなかった。

しかしながら、平成22年6月3日最高裁判所第一小法廷は、国家賠償法第1条第1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と定めており課税庁の過失による固定資産税の課税誤りについては「地方税法によると固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることが出来る事項について不服がある固定資産税等の納税者は、同委員会に対する審査の申し出及びその決定に対する取消しの訴えによってのみ争うことが出来る旨を規定するが、同規定は、固定資産税台帳に登録された価格自体の修正を求める手続きに関するものであって(第435条第1項参照)、当該価格の決定が公務員の職務上の法的義務に違背してされた場合における国家賠償責任を否定する根拠となるものではない。」と判断して地方

税法の税額減額の5年の除斥期間・還付請求権の時効消滅より請求期間の長い国家賠償法上の20年の請求権を認容する判断を下した。

この判決を受けて四日市市は『四日市市固定資産税等過納金返還支払要綱』を定めて、第3条第1項第1号で瑕疵ある賦課決定に基づき納付された固定資産税等で、地方税法第17条の規定によって還付することが出来ないもの（以下「過納金」という。）に相当する額。同条第1項第2号で前号の過納金に相当する額に係る利息相当額と規定し、同条第3項で20年を超えない期間に納期限ある各期の税額と規定している。

上記に基づき市長の政治姿勢及び判断力について、並びに館政策推進部長の証拠書類（乙第16、17号証）解釈について質問いたします。

1. 久留米大学大学院客員教授岡子善信氏の『新しい納税救済としての国家賠償請求訴訟を考える』によると「平成22年6月3日最高裁判所第一小法廷の判断は賦課課税方式をとる税のみでなく、申告納税方式をとる更生・決定にも該当し、地方税のみでなく国税一般についても該当するほか、他の金銭給付を義務付ける処分についても適用されることとなろう。多くの判例評釈（村上裕章 九州大学教授 判例時報2102号173頁(判例評論626号11頁)、岡田幸人ジェリスト1437号85頁、前川勤 東北法学37 東北大学大学院法学研究科院生会編集139頁、岡本博志 法政論集(北九州大学)38巻4号126頁、宇賀克也 自治実務セミナー 51巻4号(N0598)29頁、山本隆司 東京法学教室364号13頁、仲野武志 ジェリスト 1420号 57頁)もそのように解するものである。」と記述している。そこで『四日市市固定資産税等加納金返還支払要綱』については、賦課課税方式をとる固定資産税、等は都市計画税のみでなく、広く解釈して申告納税方式をとる個人住民税・国民健康保険料・介護保険料の更生・決定該当させ、他の金銭給付を義務付ける処分についても適用させるべきであり、今回の還付加算金についても同様と考えますが、いかがお考えかお尋ね致します。

2. 提案理由の説明では本税部分が不当利得だから還付加算金についても法解釈における適用誤りでありながら、不当利得と主張して国家賠償法でなく税法の時効を主張したが、倭財政経営部長は平成26年6月27日開催の予算常任委員会で「今回の件は法解釈の誤りということで、過失があったというこ

とは認識してございます。」と答えられており、その認識でいくと国家賠償法の適用になり、また還付加算金は行政処分でないことから取り消し請求でなく損害賠償であることから6年から20年までの請求権該当者にも返還する必要がある。6年から20年までの請求権該当者が損害賠償訴訟を提起すれば、過失については争いがなく、税法上の時効を採用するか、国家賠償法上の請求権20年を認めるかの争いになり、上記最高裁の判断が採用され四日市市が敗訴することは明らかと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

3. 6年から20年までの請求権該当者にも返還したとしても、他の市民から住民監査請求を受けることは、考えられず、また、訴訟が提起されたとしても敗訴するとは考えられないと思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。
4. 議案を通す面子よりも市民の利益を最優先して考えるべきと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。
5. いたずらに市民に争いを提起させることなく国家賠償法上の20年の請求権を認めて四日市市が過失によって市民に与えた損害をできるだけ広く回復すべきと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。
6. 議会基本条例において、理事者には反問権は付与したが反対討論権は付与していない。誰が土井議員に反対討論の原稿を作成して議場で読ませたのか、議会軽視になるのではないかお尋ねいたします。それとも議長の許可を得たのか、議長の指示によるものなのかお尋ねいたします。
7. 今のままでいくと6年から20年までの請求権該当者は、四日市市の過失によっていくら損害を加えられたかを理解していないと思われる。税法上の時効が成立したとしても、市の過失についての社会的道義的責任は免れることはできず、該当市民に対して過失によりいくら損害を加えたのか、知らしめて謝罪する必要があると考えますが、市民の知る権利を含めていかがお考えかお尋ねいたします。

8. 市長は政治家として市が市民に対して過失によって損害を加えた場合、平成 22 年 6 月 3 日最高裁判所第一小法廷と同様の判断をして、できるだけ広く市民の損害を回復する手法をとり、市が過去の過失の償いを果たすことが首長の責務と考えますが、田中市長の市民に対する政治家としての姿勢をお尋ねいたします。

9. 6 月定例月議会で塚田上下水道事業管理者は「ネック箇所は雨の多少にかかわらず、変わらないと答弁した。ネック箇所はその川の中で一番断面積の小さい場所で、一番水が流れない場所であり変わらない。」と答弁した。これまでも十四川のネック箇所は樋門を開扉しておれば未改修の桜並木のある北星高校付近であり、樋門を閉じておればポンプ場になると答弁している。この答弁はネック箇所から下流は一番水が流れない場所を通過した水しか流れないので大雨でも溢れない。当日溢れたのは樋門を閉めてポンプ排出能力 9.8 m^3 の $2/3$ 以下の 6 m^3 しか排出していなかったのが北星高校付近を通過した水量でも溢れたのである。当時樋門操作に過失なく午後 2 時に樋門を開扉していれば J R 関西線より下流では溢れない事になる。この答弁は塚田上下水道管理者のこれまでの「時間当たり 70 mm の降雨で溢れなくても時間当たり 120mm の降雨では計算していないのでわからない。」との答弁は虚偽であったということぐらいは大学の土木を卒業していなくても、それなりの大学を卒業しているのだから理解できるのではないか、お尋ねします。それとともに十四川の構造上未改修の近鉄線上流の桜並木がネック点であることから水門を開扉しておれば J R 関西線より下流で溢れないのは河川工学では常識であり、広く河川改修で用いられている手法（学問）である。そのことが土木職員（特に富田地区で生まれ育った伊藤都市整備部長、館政策推進部長）から市長へ伝わらない四日市市役所の組織体制に欠陥があると思いますがいかがですか、市長にお尋ねいたします。

10. 市長と同じ大学の土木系学部を卒業した館前治水対策監（現政策推進部長）は、市が裁判所に提出した証拠書類（乙第 16、17 号証）のうち「十四川のシミュレーションは川を暗渠（下水管）にして水が管渠を流れる計算設定であり、シミュレーション計算としては正しい。」と主張したが、水害当日は、十四川は暗渠でもなく未改修のところは天井川であり他から水が流れてこ

ない川であった。川を暗渠（下水管）として設定したこと自体や水が管渠を流れる計算設定が捏造であることもわかっていない。

川を暗渠（下水管）として設定して、下水管の能力以上の水を流すと暗渠（下水管）の上を水が流れるのではなく、暗渠（下水管）の入り口で水がせき止められて溢れる。すなわち十四川を暗渠（下水管）にした地点で水害が生じることになり最下流地点で溢れることはないのでシミュレーション計算としても間違っていると思いますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

当日の十四川平地部に滞留する雨水量は調査・検証書（証拠書類乙第 16 号証）の 6 ページにある「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「豊栄ポンプ場からの放流雨水量（ m^3/s ）」ではなく、当日ネック点で溢れていないことから樋門を閉じていれば「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「十四川平地部の下水排水量（ m^3/s ）」＋「十四川に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「豊栄ポンプ場からの放流雨水量（ m^3/s ）」である。

樋門が開いていれば「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「十四川平地部の下水排水量（ m^3/s ）」になるのと違いますか、お尋ねいたします。

当日十四川流域に北消防署の降雨記録と同じ降雨があったとすれば、十四川平地部に滞留する雨水量は樋門を閉じていれば「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「十四川平地部の下水排水量（ m^3/s ）」＋「十四川に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「豊栄ポンプ場からの放流雨水量（ m^3/s ）」となり、樋門を開扉してあれば「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「十四川平地部の下水排水量（ m^3/s ）」＋「十四川に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「ネック点通過雨水量（ m^3/s ）」となるが、当日ネック点で溢れていないことから十四川流域に北消防署の降雨記録と同じ降雨であったとは考えられない。ネック点で溢れない程度の降雨（時間当たり最高でも 50mm）だったと考えますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

証拠書類（乙第 16、17 号証）を作成した日本上下水道設計株式会社も誤りを認めているのに、なぜやり直しを依頼しないのか、やり直しをすれば市の不利な結果になるから恐れているのか、それよりも裁判所や市民をだまし続けることの方が悪だと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

誤った証拠書類を取り下げ、正しい証拠書類に訂正して裁判所に提出することを求めます。